○関東地方整備局告示第七十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

関東地方整備局長　下保　修

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十七号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
渋川市中村字久保田一二九番五から同市金井字田中七六七番一まで	前	一三・二〇～六四・四〇メートル	三・七六四キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	A　一三・二〇～六四・四〇 B　一七・四二～三一・四〇	三・七六四〇 〇・七三八	

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局高崎河川国道事務所

○中部地方整備局告示第四十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

中部地方整備局長　富田　英治

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　一号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
岡崎市八帖町字往還通七番一から同市矢作町字市場前矢作川右岸堤防敷地先まで	前	五三・二一～七一・六五メートル	〇〇・二九六キロメートル	
	後	五三・二一～七一・六五	〇〇・二九六	

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局愛知国道事務所

○中部地方整備局告示第四十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

中部地方整備局長　富田　英治

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
一号	岡崎市八帖町字往還通七番一から同市矢作町字加護畑七番二まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	中部地方整備局及び同局愛知国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年三月十二日

○中部地方整備局告示第四十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二十条第一項の規定による協議が成立したので、同条第六項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、中部地方整備局及び同局飯田国道事務所において、一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月十一日

中部地方整備局長　富田　英治

(一)　道路の種類及び路線名　道路の位置

一般国道　百五十三号　長野県下伊那郡根羽村小川地先から飯田市南平地先まで

(二)　他の工作物の管理者の氏名及び住所

氏名　KDDI株式会社　ネットワーク建設本部長　内田　義昭

住所　東京都千代田区飯田橋三―一一―一一

(三)　他の管理者が行う道路の管理の内容

兼用工作物管理協定及び一般国道百五十三号道路管理用光ファイバ等兼用工作物保守細則に記載

(四)　管理の期間　平成二十三年二月十八日から本協定の存続する日まで

二(一)　道路の種類及び路線名　道路の位置

一般国道　百五十三号　長野県下伊那郡根羽村小川地先から飯田市北方地先まで

(二)　他の工作物の管理者の氏名及び住所

氏名　中部テレコミュニケーション株式会社　代表取締役社長　牧　俊夫

住所　愛知県名古屋市中区栄二―二―五

(三)　他の管理者が行う道路の管理の内容

兼用工作物管理協定及び一般国道百五十三号道路管理用光ファイバ等兼用工作物保守細則に記載

(四)　管理の期間　平成二十三年二月十八日から本協定の存続する日まで

○近畿地方整備局告示第五十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

近畿地方整備局長　上総　周平

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百六十一号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
大津市際川一丁目字名村川二番五から同市鏡が浜字名村川一〇六番五地先まで	前	一五・一八～二五・一二メートル	〇〇・〇四三キロメートル	
	後	一六・八九～二四・三〇	〇〇・〇四三	

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局滋賀国道事務所

○中国地方整備局告示第三十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

中国地方整備局長　福田　功

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　九号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
島根県鹿足郡津和野町森村字天神山イ一三〇二番一から同郡津和野町森村字天神山イ一二九八番四まで	前	一二・九四～二四・一六メートル	〇〇・〇五〇キロメートル	
	後	二一・五八～二九・一九	〇〇・〇五〇	

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局浜田河川国道事務所

○中国地方整備局告示第三十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

中国地方整備局長　福田　功

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二号